

資料2

第2部

農林水産省の取り組みの紹介

一 遺伝資源へのアクセスと利益配分を根拠から理解するための勉強会一

2014年11月14日
於：京都農林水産総合庁舎 専用第1会議室

農林水産省 大臣官房 環境政策課
市場化企画係長 一条 美和

取組の基本的考え方について (H27概算要求の概要)

取組の基本的考え方について (H27概算要求の概要)
○ 権利関係を含めた遺伝資源の取得・利用は極めて困難
○ これを打開するため、様々な民間企業等では対応できない
① 多岐用途での活用と希望な資源保有国等との取組関係の構築
② 資源保有国内における有用な遺伝資源の特定・利用
③ 適宜に海外から導入された遺伝資源の実態把握
に取組み、遺伝資源の利用促進のための連携づくりを推進

勉強会・コンソーシアムのご案内について①

農林水産分野における遺伝資源利用促進事業（～平成28年度）では、遺伝資源の取得に関心のある企業等から構成される勉強会・コンソーシアムを組織し、特定の資源国と交渉を行い、遺伝資源の円滑な取得と利用のためのルート構築を支援しています！

勉強会

- 個人資格で参加可能
調査・交渉中の対象国の状況（遺伝資源取得に関する法制度や運用状況など）について、情報提供

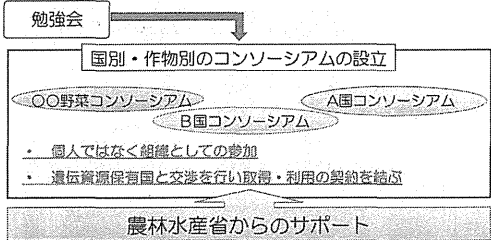
遺伝資源保有国との交渉のため、ニーズ把握や意見交換を実施

【対象国は以下の7ヶ国】：
ペルー、インドネシア、ラオス、スリランカ、ベトナム、エクアドル、ロシア

勉強会メンバーは随時募集中！！

勉強会・コンソーシアムのご案内について②

勉強会から発展し、実際に海外から遺伝資源を取得・利用する要望が強い国又は作物については、コンソーシアムを設立し、交渉を支援します。



勉強会で対象としている7ヶ国のうち、ペルーは、コンソーシアムが組織されつつある。

植物遺伝資源の取得・利用手引 (β版) について

農林水産分野における遺伝資源利用促進事業では、どのように対応すれば、海外の植物遺伝資源を育種・研究に利用できるかを明示するために、植物遺伝資源の取得・利用手引きを作成しました！

植物遺伝資源の取得・利用手引 (β版) について
1. どのように対応すれば、海外の植物を育種・研究に利用できるかを記載
2. 現時での課題に即した手引きを開発するためのβ版
より役に立つ手引きとするために
分かりにくい点、改善要望点、
Q&A追加質問等について
意見を募集中
★公開URL：http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/pdf/tebib1\_100.pdf
★意見提出先：「海外生物遺伝資源の利用促進のための総合窓口」内の相談窓口まで(スライド6枚目及び7枚目参照)

本日の説明内容の各連絡先

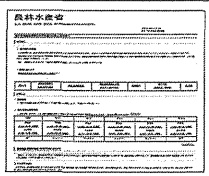
★ 本日の説明内容全般について
農林水産省大臣官房環境政策課地球環境対策室 利用推進班
〒100-8590 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
TEL：03-3502-8458 / FAX：03-3591-6640
担当：山本、高田
又は、「海外生物遺伝資源の利用促進のための総合窓口」の相談窓口から。
URL：https://www.contact.maff.go.jp/maff/form/5c76.html
★ 勉強会・コンソーシアムについて
三賢UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 環境・エネルギー部
(平成26年度農林水産分野における遺伝資源利用促進事業委託業者)
〒108-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー
TEL：03-6733-1023 / FAX：03-6733-1028
担当：森口、宮

海外生物遺伝資源の利用促進のための総合窓口について

遺伝資源を取り巻く最新の情報等について利用者の皆様に提供し、国際ルールを守りながら海外の遺伝資源を積極的に取得・利用していただくことを目的として「海外生物遺伝資源の利用促進のための総合窓口」を本年10月28日に開設しました。

総合窓口の項目

- お知らせ
植物遺伝資源の取得・利用手引き
国別・地域別情報
海外遺伝資源の利用促進のための支援策
相談窓口
参考情報（国際条約、資料等）
リンク集



URL & QRコード

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/s\_win\_abs.html



情報提供は以上です。

ご静聴ありがとうございました。

**CBD/ABS セミナー**  
**「生物多様性条約第12回締約国会議及び、**  
**名古屋議定書の第1回締約国会合の報告会」**

日時：平成26年11月19日（水）10:00～12:00  
 場所：JBA 会議室

～プログラム～

- 10:00～10:05 挨拶  
 経済産業省 生物化学産業課 田村 道宏
- 10:05～10:35 名古屋議定書の第1回締約国会合の状況  
 JBA 井上 歩
- 10:35～11:00 生物多様性条約（CBD）第12回締約国会合結果報告  
 経済産業省 生物化学産業課 田村 道宏
- 11:00～11:20 バイオインダストリー協会のABSサポート活動  
 JBA 野崎恵子
- 11:20～11:40 名古屋議定書の国内動向について  
 JBA 井上 歩
- 11:40～12:00 総合討論及び質疑応答

**名古屋議定書の第1回締約国会議**  
**（COP-MOP1）の状況**

平成26年11月19日  
 CBD/ABSセミナー  
 生物多様性条約第12回締約国会議及び  
 名古屋議定書の第1回締約国会合の報告会

一般財団法人バイオインダストリー協会  
 生物資源総合研究所

JBAは、本資料の制作・複製、転載、改変禁止。

1

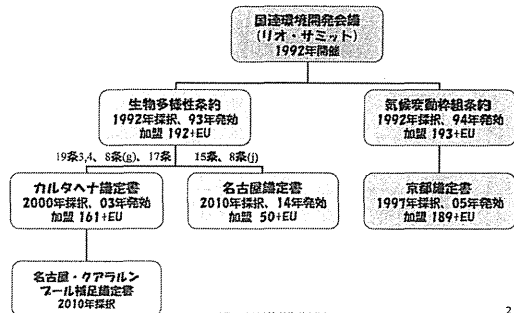
**COP12の開催**

- 期間：2014/10/6（月）～10/17（金）
- 場所：韓国・平昌（ピョンチャン）  
 （ Alpensia Convention Center）
- カルタヘナ議定書COP-MOP7  
 2014/9/29（月）～10/3（金）
- 名古屋議定書COP-MOP1  
 2014/10/13（月）～10/17（金）

JBAは、本資料の制作・複製、転載、改変禁止。

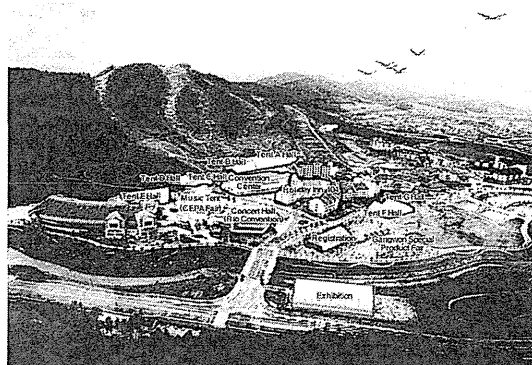
3

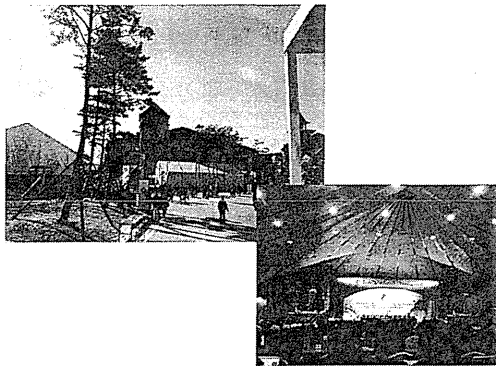
**地球環境関連条約**



JBAは、本資料の制作・複製、転載、改変禁止。

2





J-IBIA 本資料の複製・転載、改変禁止

## COP-MOP1

- 2014年10月12日：名古屋議定書発効
- 期間：2014年10月13日～10月17日
- 場所：韓国・平昌(ピョンチャン)  
( Alpensia Convention Center)
- 参加者：51締約国・地域、3批准国、オブザーバー国、  
関連機関、市民団体、住民団体等
- 日本政府代表団：約30名  
外務省、環境省、農林水産省、経済産業省、文部科学省

J-IBIA 本資料の複製・転載、改変禁止

## 議題(続き)

- 議題12：資金メカニズムの指針(第25条)
- 議題13：名古屋議定書実施のための資源動員の指針
- 議題14：他の国際機関、条約、イニシアティブとの協力
- 議題15：名古屋議定書発効後2年間のプログラム予算の策定
- 議題16：条約及び議定書の構造及びプロセスの効率化
- 議題17：能力の開発及び向上並びに人的資源及び制度的能力の強化を  
支援するための措置(第22条)
- 議題18：遠伝資源及び伝統的知識の重要性を啓発するための措置(第21条)
- 議題19：地球規模の多国間利益配分の仕組みの必要性及びその膨脹(第10条)
- 議題20：第2回名古屋議定書の締約国会議としての役割を果たす締約国  
会議の日ごとと場所
- 議題21：その他の事項
- 議題22：報告書の採択
- 議題23：閉会

J-IBIA 本資料の複製・転載、改変禁止

## 議題8: ABSクリアリング・ハウス及び情報交換(第14条)

- ABSクリアリング・ハウス(ABS-CH)に関しては、これまでパイロットフェーズが実施されてきた。
- 名古屋議定書の発効を受け、COP-MOP1では以下の決議案が採択され、ABS-CHの本格運用が開始された。

### 決議案(UNEP/CBD/NP/COP-MOP/1/L.8)(抜粋)

2. ABS-CHの実施に関し事務局長を補佐し、技術的・実務的問題に対し技術的なガイダンスを提供するため、非公式アドハドホック委員会を設置することを決定する。
4. 付帯費のABS-CHの運用の確保を採択する。
6. ABS-CHの実施及び運用を評価する評価を、COP-MOP2で検討することを決定する。
7. 事務局長に対し、ABS-CHの実施を要請する。
8. 1つの政府窓口、1あるいは2以上の権限ある国内当局、1つのPublishing authority、及び、必要に応じて、1あるいは2以上のNational authorized usersを指定するよう、締約国に求め、非締約国に要請する。
9. 締約国に対し、議定書で義務付けられている情報を可能な限り速やかにABS-CHに提供し、ABS-CHの実施及び運用に関する情報を、引き継ぎ事務局長にフィードバックするよう強く求める。
10. 非締約国、国際機関、原住社会及び地域社会、及び、関連する利害関係者に対し、関連する情報をABS-CHに提供し、事務局長に、ABS-CHの実施及び運用に関する情報をフィードバックするよう要請する。

J-IBIA 本資料の複製・転載、改変禁止

## 名古屋議定書の締約国

(2014年10月12日現在:50カ国+EU (7/14以降の批准3カ国))

先進国	7	EU、デンマーク、ハンガリー、メキシコ、ノルウェー、スペイン、スイス
アフリカ	22 (2)	ベニン、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンジ、コモロ、コートジボアール、エジプト、エチオピア、ガボン、ガンビア、ギニアビサウ、ケニア、マダガスカル、(マラウイ)、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ルワンダ、セーシェル、南アフリカ、スーダン、ウガンダ、(ギニア)
アジア	8	・東南アジア(4):インドネシア、ラオス、ミャンマー、ベトナム ・南アジア(2):ブータン、インド ・東・中央アジア(2):モンゴル、タジキスタン
中南米	6	グアテマラ、ギアナ、ホンジュラス、パナマ、ペルー、ウルグアイ
大洋州	4	フィジー、ミクロネシア、サモア、バヌアツ
中東	2 (1)	ヨルダン、シリア、(アラブ首長国連邦)
東欧	2	アルバニア、ベラルーシ

J-IBIA 本資料の複製・転載、改変禁止

## 議題

- 議題1：閉会
- 議題2：議題の採択
- 議題3：名古屋議定書の締約国会議としての役割を果たす締約国会議の  
手続き規則の採択
- 議題4：組織的事項
  - 4.1. 役員を選出
  - 4.2. 作業の手順
- 議題5：COP-MOP1代表団委任状に関する報告
- 議題6：名古屋議定書政府間委員会の報告
- 議題7：名古屋議定書の締結・実施状況に関する情報及び意見の交換
- 議題8：ABSクリアリング・ハウス及び情報交換(第14条)
- 議題9：モニタリング及び報告(第29条)
- 議題10：名古屋議定書の遵守を促進し、不遵守の事案に対処するための協力に  
関する手続及び制度的な仕組み(第30条)
- 議題11：契約条項の類型、行動規範、指針及びベスト・プラクティス又は基準  
(第19条及び第20条)

J-IBIA 本資料の複製・転載、改変禁止

## 議題10. 議定書の遵守を促進し、不遵守の事案に対処するための 協力に関する手続及び制度的な仕組み(第30条)

議定書の遵守を促進し、不遵守の事案に対処するための協力に関する手続及び制度的な仕組み(第30条)は、本来、議定書の締約国の議定書の遵守に関する規定。

しかし、「国内ABS措置への不遵守を、この遵守の仕組みの中で取り扱うのか、扱わないのか」という問題を持ち込んだため、議論が紛糾。

さらに、「原住社会及び地域社会(ILCs)の代表の取り扱い」も紛糾。

2011年のCNP-1、その後の専門家会合、2012年のCNP-2、COP11、2014年のCNP-3で議論されてきた。

### [主な論点]

- ・国内ABS措置への不遵守を、この遵守の仕組みの中で取り扱うかどうか
- ・原住社会及び地域社会(ILCs)の代表の取り扱い
- ・決議方法
- ・遵守委員会の審議のトリガー
- ・オンブズマン制度の導入

今回のCOP12及びCOP-MOP1においても、本会合と並行してコンタクト・グループが設けられ、積極的に議論が行われた。その結果、次の決議案が採択された。

なお、オンブズマン制度に関する文書は、削除された。

J-IBIA 本資料の複製・転載、改変禁止

## 議題10. 議定書の遵守を促進し、不遵守の事案に対処するための 協力に関する手続及び制度的な仕組み(第30条)

### 決議案(UNEP/CBD/NP/COP-MOP/1/L.8)(概要)

- ・取り扱うのは、議定書の遵守に関する事案。
- ・遵守委員会の役割を決定。遵守委員会は、MOPとMOPの間に少なくとも1回開催される。
- ・遵守委員会の構成：国連の5地域グループそれぞれ3名、計15名の委員(ILCsを含むこともできる)。
- ・別途オブザーバーとしてILCsから指名された2名の代表が出席するが、決議からは除外される。
- ・また、ILCsに属しない議題の審議には参加できない。
- ・決議方法：委員会の定足数は2/3(10名)。
- ・コンセンサスを得るため、全ての努力を払う。どうしてもコンセンサスが得られない場合には、最後の手段として、「出席・投票者の3/4あるいは9名」のどちらが多い方により採決される。
- ・委員会への申し立て：(a)締約国自身、(b)他の締約国、(c)COP-MOP
- ・委員会での審議のもととなる情報：
  - (a) 各国の報告を渡し、またはABS-CHから得られる情報
  - (b) 次に基づく事務局からの情報
    - (i) 締約国の報告の完全性あるいは正確性に関する情報
    - (ii) 締約国からABS-CHに提出された情報の完全性あるいは正確性に関する情報
    - (iii) その他、直接に影響を受けるILCsから事務局に提出された、名古屋議定書第12条(1)の遵守に関する情報

J-IBIA 本資料の複製・転載、改変禁止

議題19. 地球規模の多国間利益配分の仕組みの必要性及び態様(第10条)

名古屋議定書第10条には、次のように規定されている。
「締約国は、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識が、国境を越えて存在する場合、又は事前の情報に基づく同意の付与若しくは取得が不可能である場合に、その利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に対処するため、地球規模の多国間利益配分の仕組み(GMBSM)の必要性及びその態様について検討する」
これは、すなわち、生物多様性条約発効以前の「事前の情報に基づく同意の付与若しくは取得が不可能である場合」に取得した遺伝資源についても利益配分が求められる余地、すなわち「適及性」を課した規定となっている。
先述国は、名古屋議定書の「適及性」を否定しているが、アフリカ・グループは依然としてこの10条を足掛かりとして、過去に遡り、利益配分を求めようとしている。
この10条に関して、名古屋議定書採択以降の国際会議(ICNP-1、ICN-2、COP11、ICNP-3)では、今後の議論に向けての準備が進められてきた。
今回のCOP-MOP11においても、ICNP-3の勧告を受け、次のように決議され、COP-MOP2以降の議論に向け、さらに準備を進めることとなった。

「議題19. 地球規模の多国間利益配分、伝統的知識」

13

議題19. 地球規模の多国間利益配分の仕組みの必要性及び態様(第10条)

決議案(UNEP/CBD/NP/COP-MOP/1/L.9)

- 1. 締約国、その他の政府、国際機関、原住民社会及び地域社会、関連する利害関係者に対し、次に開する見解を、事務局長に提出するよう要請する。
(i) GMBSMの必要性をサポートする、2者間のアプローチではカバーされない状況。
(ii) GMBSMとして考えられる態様及びその態様と他のシナリオとの関連性に関する情報、及び、
(iii) 第10条に関する専門家会合の報告書(UNEP/CBD/ICNO/3/5)のパラグラフ23に特定された更なる検討が必要な部分。
それらの見解には、可能な場合には、名古屋議定書の実施に向けた活動から得られる経験に対する見解も含まれる。
2. 事務局長に対し、以下を要請する。
(a) 上記パラグラフ1に対し、提出された見解のとりまとめを作成すること。
(b) 資金が利用可能な場合には、以下に関する調査研究を委託すること。
(i) 名古屋議定書及び他の多者間の仕組みの開発や実施に伴い得られる経験、及び、
(ii) 生息域外及び生息域内の遺伝資源、遺伝資源に関連した伝統的知識、及び、国境を越える場合に関連したケース・スタディを含む、他のプロセスで実施中の活動との関連性
(c) 資金の利用が可能な場合には、上記パラグラフ1に述べられた、さらに検討が必要な部分について、共通の認識に至るといった観点から、上記パラグラフ(a)及び(b)で述べられた見解のとりまとめと検討をレビューするために、地域的にバランスのとれた専門家会合を招集し、COP-MOP2での検討のために、その検討結果を提出すること。

「議題19. 地球規模の多国間利益配分、伝統的知識」

13

議題16. 条約及び議定書の構造及びプロセスの効率化

COP12のABS関連議題「議題18: アクセスと利益配分」

COP12 議題30「条約の構造とプロセスの効率向上」決議案(UNEP/CBD/COP/12/L.11)(一部)

- 3. COP、カルタヘナ議定書COP-MOP、名古屋議定書COP-MOPを、2週間以内で開催することを決定。
6. COP、カルタヘナ議定書COP-MOP、名古屋議定書COP-MOPの同時開催について、COP14及びCOP15において評価することを決定。その評価基準には、次を含み得る。
(a) ILCsの代表と同様に、開発途上締約国、特に、後開発途上国、小島嶼開発途上国、経済移行締約国の代表的効果的なフル参加。
(b) COP、カルタヘナ議定書COP-MOP、名古屋議定書COP-MOPの成果の効果的な展開
(c) 条約と議定書の更なる統合
(d) 費用効果

「議題16. 条約及び議定書の構造、伝統的知識」

15

ご清聴、ありがとうございました。

COP13は、2016年11月に、メキシコのロス・カボス(Los Cabos)で開催の予定です。

「議題16. 条約及び議定書の構造、伝統的知識」

16

生物多様性条約(CBD)第12回締約国会合(COP12)の結果概要



平成26年11月 経済産業省生物化学産業課 事業環境整備室 田村

1

生物多様性条約 (Convention on Biological Diversity(CBD)) 成立までの経緯

- 生物は食料、医療、科学等に幅広く利用されているが、現代社会では、野生生物種の絶滅が進行し、生息環境悪化や生態系破壊に対する懸念が深刻なものとなっていた。
○ 生物多様性条約は、希少種の取引規制や特定の地域の生物種の保護を目的とする国際条約(ワントン条約、ラムサール条約)を補完し、生物の多様性を包括的に保全し、生物資源の持続可能な利用を行うため、1992年に採択され、1993年に発効した。
○ 1992年に開催された国連環境開発会議(UNCED)では、リオ宣言、アジェンダ21、森林原則等が合意・採択され、CBD、気候変動枠組み条約が署名のために開放された。

条約の目的: ①生物多様性の保全 ②生物資源の持続可能な利用 ③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分(ABS: Access and Benefit Sharing)
締結: ◆日本を含む193ヶ国が批准(米国は未加盟) ◆条約の目的の実現を確実に推進していくため、締約国会議(COP)を2年に1度開催。 ◆事務局はカナダ・モントリオールに設置。職員数は約60名。事務局予算は約14百万ドルで、我が国の負担は約13% (2015-2016)

3

生物多様性条約 (CBD)の主な規定

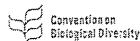
- 条約の規定を実施するために、条約発効後においても、カルタヘナ議定書、名古屋議定書等が採択され、法的な効力を有する枠組みの創出が行われた。
○ 条約の目的を達成するために必要な資金を確保するための条約第20条、第21条の資金に関する規定の実効が、第1回締約国会合以降、継続して、大きな課題として議論がなされてきた。
○ 生物多様性の状況をモニターすること、資金の流れをモニターすることが規定されているが、それらの指標が定まっておらず、指標に関する検討が条約発効後も続けられることとなった。

(生物多様性条約の規定とその後の主な展開)

- 全体 → 生物多様性戦略計画・目標設定、ビジネスと生物多様性等
○ 第6条: 保全及び持続可能な利用のための一般的な措置 他 → 生物多様性国家戦略
○ 第8条(i)項: 原住民の社会及び地域社会 → 原住民等の伝統的知識等への対応の検討
○ 第15条: 遺伝資源の取得の機会 他 → 名古屋議定書
○ 第19条: バイオテクノロジーの取扱い及び利益の配分 他 → カルタヘナ議定書
○ 第20条: 資金及び第21条資金供与の制度 → 資源動員戦略、(革新的)資金メカニズム

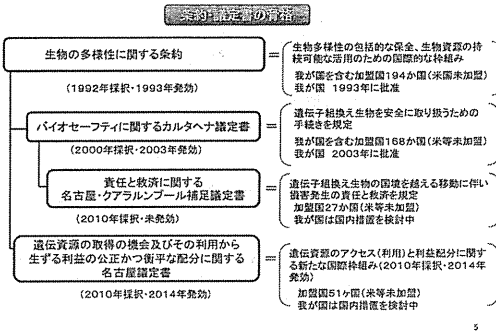
4

生物多様性条約等の概観



2

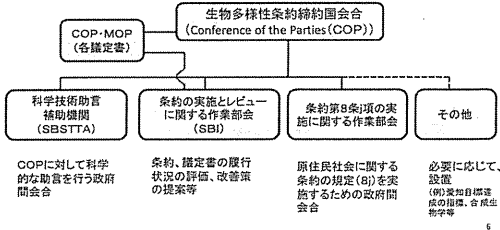
生物多様性条約 (CBD) 及び議定書の骨格



5

生物多様性条約 (CBD) の審議の枠組み (COP12以降)

- CBDでは、COPが最終的な意思決定機関であり、技術的な事項等についてはSBSTTAで、条約や議定書の履行状況、改善策等はSBIで事前に検討が行われ、COP12報告される形式を採用。
- COPは2年毎の開催。SBSTTAは各COPの間に2回、SBIは1回開催されるほかは、その他は予算、議題等を勘案してCOPで開催を決定
- 各合会においては、実質的にコンセンサス方式により意思決定が行われる。



6

GBO4 (Global Biodiversity Outlook 4)  
地球規模生物多様性概況第4版について

- CBDへの定期的な報告として、生物多様性の状況、傾向等について最新のデータを用いて取りまとめ。
- COP12に対しては、生物多様性に関する国際目標(戦略計画及び愛知目標)の中間評価に関する基礎資料として位置づけ。COP12で公表。



GBO4の結果概要

- ・ほとんどの愛知目標の要素の達成に向けた進捗が見られたものの、多くの場合その進展は不十分であり、追加的な行動が必要。
- ・現在の傾向に基づくと、生物多様性に対する圧力は少なくとも2020年まで増大を続け、生物多様性の状況は悪化を続けること示唆。

9

第12回締約国会議 (12th Conference of the Parties (COP12)) の概要

<p><b>開催概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆開催場所: 韓国・ピョンチャン</li> <li>◆開催期間: 平成26年 10月6日~17日</li> <li>◆議長国: 韓国(環境省)</li> <li>◆我が国代表: 北村環境副大臣</li> <li>◆参加者: 政府代表、国際機関、経済界、NGOなど (約3千人)</li> <li>◆参加分野: 外務、環境、文科、農水、経産、国交</li> </ul>	<p><b>主な結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ピョンチャンロードマップとしての総枠の合意</li> <li>◆GBO4、愛知目標等の進捗の中間評価、資源動員等の主要な決定について、ピョンチャンロードマップとして総括されることを合意。</li> <li>◆資源動員戦略の目標の設定</li> <li>◆愛知目標20の下、2006~2010年の平均値をベースラインとして、途上国等への国際的な資金フローを2015年までに倍増し、2020年まで少なくとも倍増。</li> <li>◆生物多様性に必要な資金のギャップを縮めるために、国内の資金源から財政資源を動員すること。</li> <li>◆最終的な目標採択に向けて、COP13で進捗状況を評価し、適切な対応の必要性を確保。</li> </ul>
<p><b>CBDの機構改革、下部機構の設置等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆COP12と並行し名古屋議定書締結国会合が、締約国・非締約国等の区別を、フットワーク一掃で開議。COP13では、カルタヘナ議定書の締結国会合も含めて2週間の期間での開催が決定。また、現在のハイレベル国会合が、今後CBDのハイレベル国会合とすることを決定。</li> <li>◆条約履行の進捗の評価等を行うWGIIに代えてSBI(Subsidiary Body of Implementation)を設置し、COP13前に1回開催を決定。</li> </ul>	

10

第10回締約国会議 (10th Conference of the Parties (COP10)) の概要

<p><b>開催概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆開催場所: 名古屋国際会議場</li> <li>◆開催期間: 平成22年 10月18日~29日</li> <li>◆議長国: 日本</li> <li>◆COP10の場で議長国に任命され、期限はCOP11まで。</li> <li>◆COP10総会の議長は我が国環境大臣</li> <li>◆参加規模: 約13000名 (179ヶ国の政府代表、国際機関、NGOなど)</li> <li>◆関係分野: 外務、環境、経産、農水、国交、厚労、文科 等</li> </ul>	<p><b>主な結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆新戦略計画、愛知目標(ポスト2010年目標)の策定</li> <li>◆2050年までの長期目標として、自然と共生する世界の実現が掲げられ、2020年の中期目標として生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することされた。</li> <li>◆20の個別目標として愛知目標が策定され、各国の生物多様性戦略の中に組み込んでいくこととなった。</li> <li>◆遺伝資源のアクセスと利益配分に関する名古屋議定書の採択</li> <li>◆遺伝資源の取得は各国の法令に基づくほか、利益配分は当事者間の契約に委ねるほか、遺伝資源を取得した者は、ABS-CHIに情報を提供する。</li> <li>◆各国が国内の遺伝資源が提供国の事前同意を得て取得されていることを確保し、これに反している場合には適切な措置をとる。</li> <li>◆愛知目標では2015年までの名古屋議定書の実施を規定。</li> <li>◆資源動員戦略</li> <li>◆途上国が具体的な金額目標の明記を求めたところ、しっかりとした目標ができるなどの条件で、COP11の際に目標を採択することが決定された。</li> <li>◆生物多様性条約の3つの目的を達成に貢献するため、2020年までに途上国への毎年の国際資金フローを増加させるという目標を先立させることを採択することが決定された。</li> </ul>
--	---

生物多様性条約 COP10ロゴマーク

7

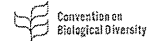
第11回締約国会議 (11th Conference of the Parties (COP11)) の概要

<p><b>開催概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆開催場所: インド・ハイデラバード</li> <li>◆開催期間: 平成24年 10月8日~19日</li> <li>◆議長国: インド(環境・森林省)</li> <li>◆我が国代表: 長尾環境大臣 ※松本前大臣閣内式出席</li> <li>◆参加者: 政府代表、国際機関、NGOなど(約9千人)</li> <li>◆参加分野: 外務、環境、経産、農水、国交、文科</li> </ul>	<p><b>主な結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆愛知目標達成に向けたモメンタムを維持</li> <li>◆暫定的なものながら、開発途上国が求める、開発途上国等への国際的な資金フローに関する目標の合意に成功したことから、COP10で採択された愛知目標達成に向けた取組のモメンタムを維持。</li> <li>◆資源動員戦略の目標の設定</li> <li>◆2006~2010年の平均値を暫定的なベースラインとして、途上国等への国際的な資金フローを2015年までに倍増し、2020年まで維持。途上国等は国内で生物多様性の損失を減らす。</li> <li>◆途上国等は少なくとも75%が支出、資金ニーズ等を報告。</li> <li>◆途上国等は少なくとも75%が資金計画を提出。</li> <li>◆最終的な目標採択に向けて、進捗状況を評価。</li> </ul>
<p><b>名古屋議定書採択に向けた取組の決定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆第3回政府間国会合の際、多国籍間の利益配分メカニズムに関する広範な意見交換会を行うことが決定。</li> </ul>	



8

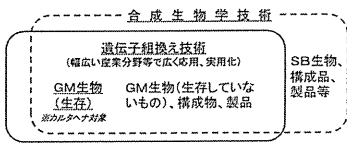
CBDにおける合成生物学 (Synthetic Biology) の議論について



CBDにおける合成生物学の議論に関わる基本的な認識等

- 分子生物学、情報処理等の急速な進展を受けて、従来の組換え技術との優位性の比較で、合成生物学という用語を用いる企業、研究者等が増加
- 合成生物学が具体的に何を指すのかの合意、整理等は専門家等の間で未だし
- CBDでは、COP11前の2011年から合成生物学について、CBDとして新しい議題として取り上げるかどうか議論を行っているところ。

CBDの議論から想定される合成生物学として議論されている範囲のイメージ



※ 合成生物学から遺伝子組換え技術の何が除かれるか、何が重なるのかは現時点では不明。

12

CBDにおける合成生物学の議論の概要(COP11まで)

- CBDでは、2011年から合成生物学を議題とする等々についての検討を開始。
- 2012年のCOP11では、新規課題として採択するか否かについては結論出ず、一方で、検討を継続すること、並行して、予防的アプローチを採用することを各国に強く要請することで合意。

*XI/11. New and emerging issues relating to the conservation and sustainable use of biodiversity (COP11 October, 2012)  
The Conference of the Parties*

4. Recognizing the development of technologies associated with synthetic life, cells or genomes, and the scientific uncertainties of their potential impact on the conservation and sustainable use of biological diversity, urges Parties and invites other Governments to take a precautionary approach, in accordance with the preamble of the Convention and with Article 14, when addressing threats of significant reduction or loss of biological diversity posed by organisms, components and products resulting from synthetic biology, in accordance with domestic legislation and other relevant international obligations;

13

CBDにおける合成生物学の議論の概要(COP11～COP12まで)

- CBD事務局の報告書では、合成生物学について、DNAデバイス構築とSB操作、合成代謝経路工学、ゲノム組換え工学、プロト細胞の構築、非天然生物学と規定。
- 国内検討、意見提出、COP12の準備会合での議論等が取り組まれた。

合成生物学研究における検討課題(試案)

検討課題	国内検討		COP12準備会合		COP12	
	実施	未実施	実施	未実施	実施	未実施
合成生物学の定義	○		○		○	
合成生物学の範囲	○		○		○	
合成生物学の規制	○		○		○	
合成生物学の利益	○		○		○	
合成生物学のリスク	○		○		○	
合成生物学の倫理	○		○		○	
合成生物学の国際協力	○		○		○	

資料：JBA平成26年度バイオインダストリー安全対策委員会報告書

14

COP12における合成生物学の議論の概要(その1)

- 合成生物学については、国際法に基づく規制の導入を主張するボリビア、フィリピン、マレーシア、ノルウェー等と、慎重な日本、EU、カナダ、ブラジル、NZ、豪等の間で激しい交渉が行われた。
- 交渉の結果、今後、合成生物学に関連する規制の状況の評価等を含む報告書の取りまとめ、ネット上の意見交換、原住民社会の代表を含む専門家の開催等の取組を行うこととなった。

○ 専門家会合(AHTEG)の主な取組事項

- ・ 遺伝子組換え生物とSBから生じた生物等の類似点と相違点の特定
- ・ SB技術による生物等に各国、国際規制が適切に対応しているか否かの特定
- ・ 科学的な知見に基づくSBに関する実務的な定義に向けた取組
- ・ SB技術による生物等による潜在的な利益及びリスクの特定
- ・ SBから生じた生物等による影響に対応する既存の取組が包括的な枠組みを構成しているか否かの特定

15

COP12における合成生物学の議論の概要(その2)

- 合成生物学についてのCOP12の議論では各国が様々な発言を行ったが、その発言内容は多岐に亘っており、今後の交渉でどのような論点が出てくるのか注視していく必要がある。
- 本格的な交渉は開始されたばかりで各国のスタンス等もそれぞれ。合成生物学の各国の検討の進展も踏まえながら、今後、徐々に明らかになってくる見込み。

○ CBDにおける合成生物学の主な論点、課題点など(例示)

- ・ 合成生物学の範囲、遺伝子組換え技術との関係
- ・ CBDの新規事項に該当しない × 新規事項に該当する
- ・ 規制は各国が取り組むべき × 国際規制、モラトリウムが必要
- ・ カルタヘナ議定書で対応 × カルタヘナ議定書は対応していない
- ・ 生物多様性への影響が対象 × 社会経済的影響も対象

16

COP12後の合成生物学に関する今後の取組の流れ

COP12(韓国 豊ンジャン 2014年10月)

CBD事務局にドナーから活動資金が提供された後?

- ・ CBD事務局に対して、各国、関係者等が、各国の規制等を含むSB技術に関連する情報を提出。
- ・ CBD事務局が提出された情報をネットに掲載
- ・ 幅広い関係者等が参加可能なオンラインフォーラムでの意見交換の実施
- ・ CBD事務局による専門家会合に提出する報告書の取りまとめ
- ・ 専門家会合の開催
- ・ オンラインフォーラム、専門家会合の結果を取りまとめ、SBSTA20に報告

SBSTA20? (2016年6~7月?) (※COP12に向けた勧告を取りまとめ)



COP13(メキシコ ロス・カボス 2016年11月)

17

COP12におけるABSに関する議論

- アフリカ(ナミビア)が、名古屋議定書の非締約国が、CBD加盟国に対して遺伝資源や、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用状況について報告することを提案し、日本、カナダ、スイス、EU等が条約の規定を超えるなどとして訂正を提案。
- 交渉の結果、各国がCBD第15条に従って実施したABS関連の措置について個別報告書で報告し、その結果を基に、COP14においてCBDと名古屋議定書との接合部分の課題について統合した対応の方法等について検討することを合意。

○ COP12におけるアフリカのABSに関する発言(ポイント)

- ・ 名古屋議定書非締約国も、CBDに規定される義務を負っており、違法なアクセスをなくす取り組みが必要。
- ・ 非締約国も、ABSの義務を履行するための規制及び政策的な対策や、遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的知識の利用の状況について、COP13、その後の会合に報告する。

○ アフリカ提案に対する我が国の発言(ポイント)

- ・ 利用情報の提出は条約上規定がなく、秘密情報も含みうるため、国が利用者から情報収集することは困難。

18

遺伝資源のABSでのCBDと名古屋議定書の概念イメージ

- 名古屋議定書の発効によって、遺伝資源のアクセス、利益配分に関する取組が強化される見込み。名古屋議定書の効力は名古屋議定書の加盟国に限られるが、生物多様性条約の規定は、CBD加盟国に引き続き効力を維持。
- 途上国等は名古屋議定書非加盟国でCBD加盟国は、依然としてCBDの規定の義務を負うとして、CBDでABSの取組に関する検討が継続される見込み。

CBDと名古屋議定書の関連に関する概念イメージ

生物多様性条約(CBD)(加盟国数 194ヶ国)

- CBD第15条 遺伝資源へのアクセスはその国の法令に従う。遺伝資源の利用から生じる利益は、アクセスの際に合意した条件で配分される。
- 伝統的知識の利用から生じる利益の公正な配分の奨励(第8条)

名古屋議定書(加盟国数 51ヶ国)

- 遺伝資源に関連する伝統的知識のアクセス、利益配分
- ABS-CHへの法令、PIC発効等の情報提供

利用される遺伝資源等が提供国法令に従って採取されたことを確保する利用国措置

- 利用国政府によるチェックポイントの設置等

20

CBDにおける遺伝資源へのアクセス及び利益配分(ABS)に関する議論について



19

COP12後のCBDにおけるABSの取り組みの今後の流れ

CBDと名古屋議定書との接合部分の課題に対する統合的なアプローチの方法等について、CBD及び名古屋議定書に基づき各国から提出される取り組みの報告書、その他の情報を勘案し、事務局が資料(note)を取りまとめることとなった。

COP12&COP-MOP1(韓国 ピョンチャン 2014年10月)  
(※名古屋議定書の暫定報告書の様式の採択)

( CBDのABSの規定に関する報告事項、様式等について、議論される見込み。)

SBI1?(2016年初夏?) (※COP1に向けた動き取りまとめ)

COP13&COP-MOP2(メキシコ ロス・カボス 2016年11月)  
(※ 国別報告の書式等を決定)

- ・名古屋議定書国別暫定報告書の提出締め切り(2017年秋?)
- ・CBD第6回国別報告書提出締め切り(2018年3月?)
- ・CBD事務局による統合的対処方針の提案取りまとめ

SBI2 (2018年初夏?)

COP14&COP-MOP3(2018年秋?) (※統合的アプローチの検討)

21

今後に向けて



22

今後に向けて

- 合成生物学、ABSの交渉を含め、途上国等はCBDの分野では産業の関与に非常に高い関心を持ち、今後も、企業等からのCBDへの貢献、関与等について、様々な要求等が行われることが予測される。
- 企業等からの貢献、関与等については、幅広い分野において様々な要素が考えられることから、CBDの交渉状況をフォローしながら、関与しつづけることが重要。
- 特に、合成生物学に関連した分野では、国内での多数の国内関係機関との調整、国際交渉等様々な面があり、今後も複雑な過程を経ることが見込まれる。こうした中、学術、産業としても状況を整理し、考えを取りまとめ、国等への積極的な提言、情報提供等を行っていくことなどの対応が必要。

23

ご清聴ありがとうございました

24

「バイオインダストリー協会のABS支援活動」

平成26年11月19日  
COPMOP報告会  
野崎恵子

No Access, No Benefit

ABS支援ツール

1. 遺伝資源へのアクセス手引(第2版)
2. 情報提供
  - ①専用ウェブサイト(mabs.jp)
  - ②各種セミナーの開催
3. 相談窓口
4. 各国ルートの開拓、2国間セミナーの開催

1. 遺伝資源へのアクセス手引

遺伝資源へのアクセス手引(第2版)

H17～、H24に名古屋議定書に対応

METI承認のガイドライン、基本原則、用語、Q&A、英語版あり(相手用)

無料配布



- 内容:
1. 一般的事項(背景及び目的、適用範囲、基本的考え方、用語の説明)
  2. アクセスと利益配分の手順(政府窓口、事前の情報に基づく同意、相互に合意する条件、利益配分、遵守、紛争解決)
  3. その他事項(組織内の管理システム)
  4. JBA及び経済産業省の役割

2. 情報提供

①専用webサイト(MABS.JP)

・各国情報(アジアを中心に)

・資料室

訳: CBD、ボン・GL、名古屋議定書  
過去セミナー資料、NCIのMOU  
委託事業報告書(H15～)

・リンク

・相談入カフオーム

②各種セミナー

・オープンセミナー、説明会(EU規則、H25,2月)、企業内、大学、学会(依頼ベース)

国際会議参加報告、セミナー報告及び資料、各国現状調査報告、国際会議公式報告書翻訳、他の関連国際交渉状況(WIPO, UNCTAD, TK)

### 3. 相談窓口

- ・無料・守秘
- ・メール、電話、面談
- ・過去520件
- ・主な相談内容(より具体的にお話頂くと回答しやすいです)  
自分の持っているものは遺伝資源(名古屋議定書の対象)だろうか?  
手続きは必要? 手続きは? 契約の内容  
基礎研究なのだが、資源の海外への移転  
相手が不要と言っているのだが、打開策は?

### 4. 各国ルートの開拓

- 開拓
  - ・1991～METI委託事業にてフィジビリティスタディ開始  
アジア諸国とのお付き合い開始
  - ・1993～NEDO事業にて連携開始
  - ・2000 NITE・BRC設立(CBDに則った、アジア各国と  
微生物の調査、移転、利用、MOU締結)
- 二国間セミナー  
中国、モンゴル、ベトナム、タイ、インドネシア、  
インド、オーストラリア:政府当局者を招聘

### 本年度の活動 平成26年度環境対応技術開発等 (生物多様性総合対策事業)

- 遺伝資源に円滑にアクセスできる環境の整備
  - ・遺伝資源利用の実態調査
  - ・海外調査(11/24-25:ICC ABS WorkOUT)
  - ・ABSに関する相談窓口の設置
  - ・ABSに関する情報発信(webサイトの運営、更新、セミナー開催(11月:東京、九大、12月:乳酸菌学会))
- 国際交渉の支援
  - ・専門家を招聘した委員会の開催
  - ・国際ワークショップの開催(H27.2月:EU規則)
  - ・国際交渉等への出席(COPMOP1:10月韓国)

### 名古屋議定書の国内動向について

平成26年11月19日  
CBD/ABSセミナー  
生物多様性条約第12回締約国会議及び  
名古屋議定書の第1回締約国会議の報告会

一般財団法人バイオインダストリー協会  
生物資源総合研究所

JBA: 本資料の制作・編集、監査実施

1

### 日本のこれまでの動き

- 平成24年9月28日 報道発表  
「生物多様性国家戦略2012-2020」の閣議決定
  - 可能な限り早期に名古屋議定書を締結し、遅くとも2015年までに、名古屋議定書に対応する国内措置を実施することを目指す。
- 平成24年9月 環境省  
「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」設置
  - ABSに関する名古屋議定書の早期締結を目指し、日本にふさわしい国内措置のあり方について検討するため、産業界及び学術界の有識者等により構成される「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会」(以下、「検討会」という。)を環境省が設置。
  - 平成24年9月14日～平成26年3月3日の間に、16回開催。  
資料、議事録等: <http://www.envy.go.jp/nature/biodic/abs/conf01.html>

### 「あり方検討会」以降の状況①

【あり方検討会報告書】  
2016年3月20日 初版発表 (<https://www.envy.go.jp/press/press.php?serial=17911>) (下線:JBA)

5. 国内措置の検討の今後の進め方  
本検討会の終了後の次のステップとして、本報告を踏まえて、学術界、産業界及びNGOを含めたオールジャパンの体制の下で、関係省庁が一丸となり議定書の締結に必要な国内措置の検討を進めるべきである。(中略)  
現状では、実態を踏まえた日本の国内措置の対象範囲が明確になっておらず、影響を及ぼす学術分野や産業分野等を正確に把握することも容易ではない。国内措置の検討は、関係する主要な学術分野や産業分野の具体的な課題をイメージできる程度まで遺伝資源等の利用実態を把握した上で、他国の国内措置の動向に係る動向も見据えつつ進めるべきである。このため、特定分野の実態調査と関係者の意向把握を優先課題として取り上げ、国内措置検討の取組を加速化すべきである。(以下、略)

- 学術界、産業界も含めた体制  
■ 関係省庁が一丸となって
- 遺伝資源の利用実態の把握  
■ 他国の動向も見据えつつ

関係省庁連絡作業部  
会で検討中。内容は公  
表されていない。

各省庁で関連事業を  
実施中。

JBA: 本資料の制作・編集、監査実施

3

### 「あり方検討会」以降の状況②

- 7月14日:批准国が50カ国に達す
- 7月15日:石原環境大臣記者会見

(名古屋議定書が採択された)COP10は名古屋で開かれており、議長国が日本ですので日本の責任は非常に重要だと私は思っています。現在、国内措置について関係省庁との検討がだいぶ積み上がってきています。出来る限り早期の締結と、2015年の来年には国内措置の実施を目指して、着実に進めていくということが日本の責任だと考えています。

- 10月6日: COP12開幕
- 10月12日:名古屋議定書発効

JBA: 本資料の制作・編集、監査実施

4



## 名古屋議定書に関する要請書の提出

\*当初、平成26年10月7日に、5団体で提出。その後、靴工連が参加し再提出。

**生物多様性条約・名古屋議定書に関する要請書**

平成26年10月23日

外務大臣 岸田文雄 殿  
厚生労働大臣 塩崎恭久 殿  
経済産業大臣 宮沢洋一 殿  
環境大臣 望月義夫 殿

日本バイオ産業人会  
一般財団法人バイオインダストリー協会  
日本製菓工業協会  
日本漢方生薬製剤協会  
一般社団法人日本糧苗協会  
日本化粧品工業連合会

(http://www.jba.or.jp/pc/archive/nagoya\_giteisho/)

### 1. 生物多様性条約・名古屋議定書

**生物多様性条約**

●1993年12月29日:発効(米國は未締結)

- 1) 生物多様性の保全
- 2) 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- 3) 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

↓

**名古屋議定書**

●2010年10月29日:名古屋で開催されたCOP10で、採択  
●2014年10月12日:発効見込み

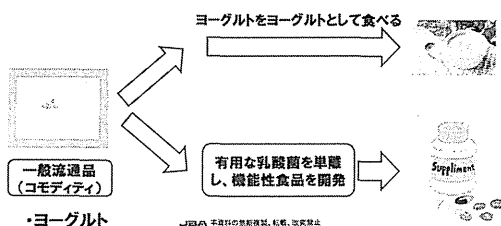
生物多様性の保全に関する取決めではなく、遺伝資源を提供する側と遺伝資源を利用する側との利益配分に関する枠組みを定める、すこぶる経済的な性質を持つ国際的取決め。

### 4. 中小企業や研究開発への影響

- 中小企業者に対する配慮が規定されていない。  
⇒突然、利益配分を求められ、事業活動が維持できなくなる恐れがある。
  - 研究開発に対する配慮も十分には規定されていない。  
⇒海外の遺伝資源を利用した研究開発自体が後退し、成果の実用化も見送られる可能性が高い。
- 【要請】**中小企業や研究開発への配慮が十分に検討されなければ、我が国は批准すべきではない。

### 一般流通品(コモディティ)の取り扱い

食料品として日本に輸入され、スーパーマーケットで売られている一般流通品(コモディティ)を購入し、研究開発に利用する場合、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)の対象となるのか？ また、その場合、いつ、誰に対し、手続きをとればよいのか？



### 2. 名古屋議定書の問題点

- 2010年民主党政権下、政治主導の下、産業界との調整を経ずに採択。
- 内容が曖昧で、多くの問題が残されている。
  - ・選及性(過去に選及して利益配分を求められる恐れ)
  - ・一般流通品の取り扱い
  - ・派生物\*の取り扱い
  - ・中小企業や研究開発への配慮

\*遺伝子発現又は代謝の結果として生じる天然に存在する生化学的化合物をいい、遺伝的機能単位を有しないものを含む。

これらについて、提供国側が一方向的に義務の内容を法定化し、日本政府が日本の企業に対して、提供国の法令の内容を問わず遵守を求める構造になり得る点が甚だ問題。

**【要請】**「名古屋」という日本の都市の名称が付された議定書であるが、批准に向けた議論を行うにあたっては、拙速に走るべきではなく、是非、内容をひとつひとつ丁寧に検討していただくとともに、産業界との調整を十分に経たす上で結論を出していただきたい。

### 3. 選及適用により影響を受けうる産業規模

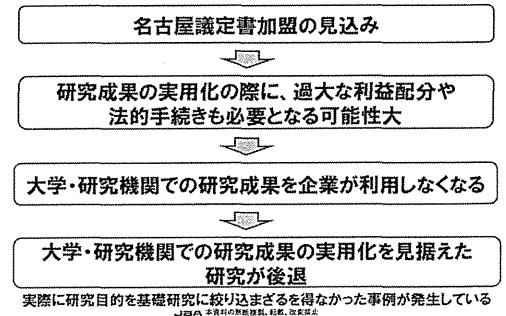
- 【遺伝資源】:現実の又は潜在的な価値を有する、遺伝的機能単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材。
- 選及適用により影響を受けうる産業規模は、最大21兆円(2012年度ベース)。(兆円)

食料品	14.6
医薬品(天然由来のもの、推定)	2.7*
化粧品	2.3
健康食品・サプリメント	1.5
合計	21.1

\*出荷額95,062億円に、“天然物及びその誘導体”の比率26%(Newman, 2003)を乗じた額

**【要請】**各国の対応状況が蓄積され、選及性が確実に否定されると判断できる段階になるまで、我が国は批准を避けるべきである。

### 研究開発への影響



ご清聴ありがとうございました。

## 2014年度シンポジウム

## 「日本の伝統医学を取り巻く最新の国際状況」

日 時：2015年1月31日(土) 14:00～17:00

会 場：飯田橋レインボービル1F C+D会議室

【主催】平成26(2014)年度厚生労働科学研究委託費(地域医療基盤開発推進研究事業)「ISO/TC249における国際規格策定に資する科学的知見と調査および統合医療の一翼としての漢方・鍼灸の基礎研究」分担研究(分担研究者：小野直哉)

【後援】日本薬学協会サミット会議 (JLOM)

## \*\*プログラム\*\*

司会進行：佐々木博美 (JLOM事務局)

【開会挨拶】14:00～14:05 石川 友章 (JLOM 議長)

【講演】座長：小野 直哉 (公益財団法人未来工学研究所)

1. 14:05～14:25 日本の伝統医学を取り巻く国際情勢の概要  
小野 直哉 (公益財団法人未来工学研究所)
  2. 14:25～14:55 名古屋鑑定書をめぐる概況  
— 欧州連合(EU)における実施の現状—  
炭田 精造 (一般財団法人バイオインダストリー協会 (JBA)  
生物資源総合研究所)
  3. 14:55～15:25 伝統的知識に関する国内外の最新動向  
田上 麻衣子 (東海大学法学部)
- \*\*\* 休憩 (15:25～15:40) \*\*\*
4. 15:40～16:10 生物多様性条約が伝統医学知識に与える影響  
伝統的知識(伝統医学知識)データベース利用の現状と  
将来  
森岡 一 (国立遺伝学研究所)

【討論】16:10～16:55

座長：小野 直哉 (公益財団法人未来工学研究所)

【閉会挨拶】16:55～17:00 東郷 俊宏 (代表研究者)

## ■ 炭田 精造 (すみだ せいぞう)

一般財団法人バイオインダストリー協会 (JBA) 生物資源総合研究所

## 略歴

昭和44年6月 米国カリフォルニア大学大学院博士課程修了、Ph.D.(生化学)  
昭和44年10月 住友化学工業株式会社に入社  
昭和57年9月 同社・生命工学研究所主任研究員等歴任  
平成3年6月 経済協力開発機構(パリ)・科学技術産業局・主管行政官  
平成6年から 財団法人バイオインダストリー協会・安全監視部長  
平成13年4月 同協会常務理事・兼生物資源総合研究所所長  
平成19年4月 同協会技術顧問・兼生物資源総合研究所所長  
平成23年4月 一般財団法人バイオインダストリー協会・技術顧問

## ■ 田上 麻衣子 (たのうえ まいこ)

東海大学 法学部

## 略歴：

<学歴>  
平成10年3月九州大学法学部卒業  
平成12年3月九州大学大学院法学研究科修士課程修了  
平成16年3月九州大学大学院法学部博士後期課程修了

## &lt;職歴&gt;

平成14年4月・平成17年3月 特許庁総務部技術調査課 工業所有権調査員  
平成17年4月・平成20年3月 東海大学法学部法律学科 専任講師  
平成20年4月・現在 東海大学法学部法律学科 准教授

## 専門

知的財産法

## 研究内容

伝統的知識の保護、生物多様性条約(CBD)と遺伝資源に係るアクセス規制、  
国際的な知的財産権の保護 など

## ■ 森岡 一 (もりおか はじめ)

国立遺伝学研究所

## 学歴

昭和48年3月 京都大学農学部農芸化学科卒業  
昭和50年3月 京都大学農学研究科農芸化学専攻修士課程修了  
昭和63年3月 京都大学農学博士  
昭和59年10月 米国国立衛生研究所神経病・消化器腎臓病研究所 研究員

## 職歴等

昭和50年4月 味の素株式会社中央研究所微生物科学研究所入社  
平成元年2月 アメリカ味の素株式会社医薬開発部門出向  
平成7年7月 味の素株式会社中央研究所 研究管理課課長  
平成9年7月 味の素株式会社医薬事業部 副部長  
平成11年5月 Ajinomoto Pharmaceutical USA Inc. 社長&CEO  
平成13年7月 味の素株式会社知的財産センター次長  
平成19年7月 味の素株式会社経営企画部 専任部長  
平成20年7月 一般社団法人バイオ産業情報化コンソーシアム出向  
研究開発本部長、JBIC 研究所長  
平成24年10月 国立遺伝学研究所知的財産室 ABS 学術対策チーム チームリーダー

## 著書

・森岡一(共著)『バイオ・医薬品業界におけるライセンス契約と破産の関係について、  
財団法人 知的財産研究所 知的財産ライセンス契約の保護 —ライセンスラーの破産  
の場合を中心に—』、2004。  
・Hajimu Mochika『Current Status and Future Prospect of Biogeneric Companies in  
China』in the book titled "Advances in Biopharmaceutical Technology in China,  
editor Eric S. Langer, BioPlan Associates, Inc., November 2006。  
・森岡 一、『生物遺伝資源のゆくえ 知的財産制度からみた生物多様性条約』(三和  
書房、2009年)  
・森岡 一、『バイオサイエンスの光と影 生物を囲い込む組織行動』(三和書房、2011  
年)

## 日本の伝統医学を取り巻く 国際情勢の概要

2015年1月31日(土)  
2014年度シンポジウム  
「日本の伝統医学と取り巻く最新の国際状況」

小宮 直哉  
公益財団法人 未来工学研究所  
n.nano@feng.or.jp

### 本日も話すること

- ・ 伝統医学に関わる議論
- ・ 国際機関と条約の関係性
- ・ 過去の問題との違い
- ・ 今後の課題

1

### 本日も話すること

- ・ 伝統医学に関わる議論
- ・ 国際機関と条約の関係性
- ・ 過去の問題との違い
- ・ 今後の課題

### 伝統医学に関わる議論①

- ① ISO (国際標準化機構) Technical Committee 215 (用語)
- ② ISO (国際標準化機構) Technical Committee 249 (中医学)
- ③ WHO (世界保健機関) ICD-11 改定作業での伝統医学
- ④ WFAS (世界鍼灸学会連合会) 鍼灸の国際標準化作業
- ⑤ WFOMS (世界中医薬学会連合会) 中医学の国際標準化作業
- ⑥ CBD (生物多様性条約) 遺伝資源と伝統的知識の「アクセスと利益配分 (ABS)」
- ⑦ WIPO (世界知的財産機関) 伝統的知識 (遺伝資源関連を含む)

2

### 伝統医学に関わる議論②

- ⑧ UNESCO (国連教育科学文化機関) 伝統医学の世界遺産登録
  - ・ 韓国(2009年「東醫宝鑑」を世界記憶遺産に登録完了)
  - ・ 中国(2010年9月「中医学」を無形文化遺産へ登録申請)
  - ・ 中国(2010年11月「中医学」を無形文化遺産へ登録完了)
  - ・ 中国(2011年5月「黄帝内経」を世界記憶遺産へ登録完了)
  - ・ 中国(2011年5月「本草綱目」を世界記憶遺産へ登録完了)
- ⑨ TPP (環太平洋戦略的経済連携協定) 遺伝資源と伝統的知識

取扱注意

## TPP協定交渉の現状について

平成25年12月  
内閣官房  
TPP政府対案本部

3

### TPP交渉で扱われる分野

(注) 協定締結後に国内法整備が必要となる分野は「国内法整備」欄に記載されている。

TPP交渉分野	国内法整備	国内法整備	国内法整備	国内法整備	国内法整備
1. 貿易関税の自由化目標	関税の引き下げ	関税の引き下げ	関税の引き下げ	関税の引き下げ	関税の引き下げ
2. 貿易障壁の削減	貿易障壁の削減	貿易障壁の削減	貿易障壁の削減	貿易障壁の削減	貿易障壁の削減
3. 貿易手続の簡便化	貿易手続の簡便化	貿易手続の簡便化	貿易手続の簡便化	貿易手続の簡便化	貿易手続の簡便化
4. 貿易手続の簡便化	貿易手続の簡便化	貿易手続の簡便化	貿易手続の簡便化	貿易手続の簡便化	貿易手続の簡便化
5. 貿易手続の簡便化	貿易手続の簡便化	貿易手続の簡便化	貿易手続の簡便化	貿易手続の簡便化	貿易手続の簡便化

4

分野	交渉内容
1. TPP交渉の現状	1. TPP交渉の現状
2. TPP交渉の現状	2. TPP交渉の現状
3. TPP交渉の現状	3. TPP交渉の現状
4. TPP交渉の現状	4. TPP交渉の現状
5. TPP交渉の現状	5. TPP交渉の現状

## 影響を受ける可能性がある分野

産業分野(遺伝資源・伝統的知識を利用する)

- ・原料調達: 生薬等の漢方薬材料を利用
- ・医薬品: 創薬目的に微生物や天然動植物を探索
- ・食品: 農産物や健康食品材料を利用
- ・化粧品: 天然動植物の抽出物を利用
- ・美容: 野生植物の園芸・鑑賞植物目的の利用
- ・検査機器: 鍼針等の鍼用具や漆等の文材料を利用
- ・大学や研究機関・上記産業関連分野
- ・カルチャー・コレクション等の保存機関の資源にも適用

※遺伝資源をわが国産産物で入手してはとまらなければならないことがある

## 過去2回の問題

1. 『医制』公布: 1874年(明治7年)8月  
『内務省史』第3巻  
・文部省統轄のもとに衛生行政機構を確立  
・1872年(明治5年)9月に頒布された学制とあいまって、近代西洋医学に基づく医学教育を確立  
・この医学教育の上に医師開業免許制度を樹立  
・近代的薬師の制度を樹立して医薬分業制度を確立し、もって衛生行政の確固たる基礎を築くこと
2. GHQ通告: 1946年(昭和21年)  
・鍼灸禁止勧告『医薬以外の治療行為を禁止すべし』  
GHQ禁止令: 1947年(昭和22年)8月23日  
・あん摩鍼灸を禁止する命令が出される(所謂、マッカーサー旋風)

## 本日も話すること

- ・伝統医学に関わる議論
- ・国際機関と条約の関係性
- ・過去の問題との違い
- ・今後の課題と必要なこと

## 問題の質的違い

過去の問題事象(危機)は何れも、

- ①近代西洋医学による外的要因
- ②日本国内(地域限定・局地的)

↓

現在の問題事象(危機)は、

- ①伝統医学自身による内的要因
- ②複数の国際機関・条約(世界規模・同時多発的)

6

7

## 本日も話すること

- ・伝統医学に関わる議論
- ・国際機関と条約の関係性
- ・過去の問題との違い
- ・今後の課題

## 日本の伝統医学界に必要なこと

- ①多分野(産官学)との交流と連携、必要性の自覚  
・産業分野の専門家(バイオ分野や工業製品等)  
・知的財産分野の専門家  
・法律分野の専門家  
・政策分野の専門家
- ② 伝統医学分野の専門家だけでは対応できない

## 課題

- ① これまで、個別且つ専門的に議論されてきた複数の国際機関や条約での議論が、相互に影響を与えることが予想される。
- ② それらを有機的に把握し、複数の国際機関や条約に個別に対応することが必要。

## 注意事項

- ・人類の文化や英知の多様性の保障
- ・伝統的知識の多様性の保護・継承
- ・伝統医学の多様性の保護・継承
- ・ナショナリズムの落とし穴に陥らないこと
- ・対立は多様性を狭め、人類益を損ねる

8

9

日本には  
標治法(=戦術)の限界  
の認識と共に  
本治法(=戦略)が必要

日本の伝統医学(漢方や鍼灸)は  
日本の医療資源  
日本の知的資源  
日本の伝統文化  
ですか? → です!

名古屋議定書をめぐる概況  
— 欧州連合 (EU) における実施の現状 —

2014年度シンポジウム  
『日本の伝統医学を契り地味・最先端の国際環境』  
2015年1月31日(土)

一般財団法人バイオインダストリー協会 (JBA)  
生物資源総合研究所  
栗田 精造

目次

1. 名古屋議定書をめぐる概況
2. EUにおける名古屋議定書の実施状況
3. 今後の展望

1. 名古屋議定書をめぐる概況

名古屋議定書が国際発効した

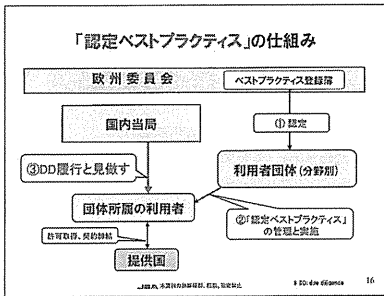
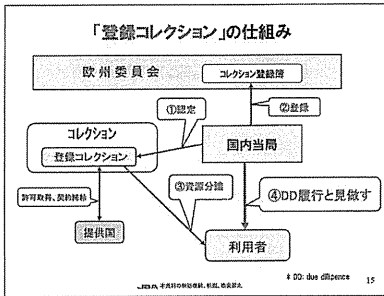
- 発効日: 2014年10月12日
- 批准国: 57カ国 (2015年1月18日現在)
- 開発途上国: 50カ国 (アフリカが半数。中国は未批准)
- 先進国: 7カ国 (スイス、ノルウェー、スペイン、ハンガリー、デンマーク、メキシコ、機関としてのEU)

条約と議定書の現状

日本の現状

- 2012年9月～2014年3月:  
環境省が「国内措置のあり方検討会」を設置。産業界、学界等の専門家による検討を実施。(2014年3月に報告書を公開)
- その後、政府の関連省庁連絡会・作業部会で検討中と伝えられる。内容はまだ公表されていない。





### 議定書の問題点へのEUの対応

#### その1:「外縁が不明確な用語」

- 1) 「遺伝資源」:「議定書の定義」のまま使用
- 2) 「伝統的知識」:原住民または地域社会の保有するものであり、契約書(MAT)に記載されたもの
- 3) 「遺伝資源の利用」:「新製品開発を旨とした過程」のニュアンスで使われている(ただし、明文化はしていない)

### 議定書の問題点へのEUの対応

#### その2:「多様な解釈が可能な条項」

1)「遵守措置」の中味:

- ①利用者に「相当の注意義務(Due Diligence, DD)」を課し、
- ②国内当局がリスクベースでDD履行をチェックし、
- ③所定の段階(次のスライド参照)に達した時、利用者が国内当局へDD遵守宣言と証拠提出を行う。
- ④不遵守には罰則もあり得る。

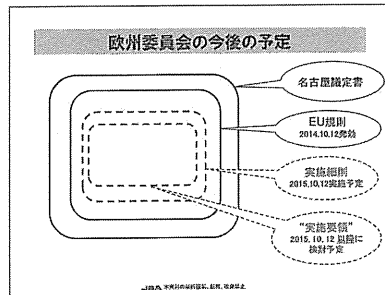
### 議定書の問題点へのEUの対応

#### その2(続き):「多様な解釈が可能な条項」

2)「モニタリング」:

- ①研究資金を受領する時、または、
- ②製品が最終開発段階に到達した時に、

利用者がDD遵守宣言と証拠提出を行い、これを受けて、国内当局がチェックすること



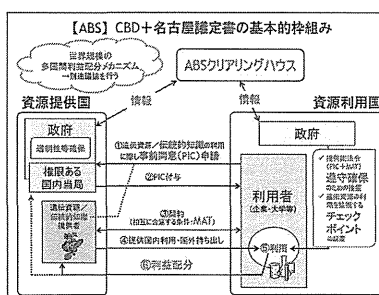
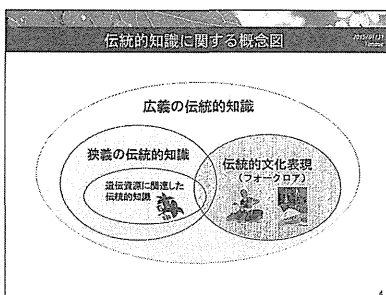
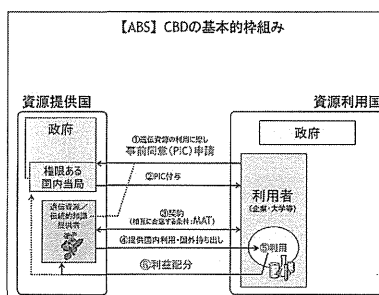
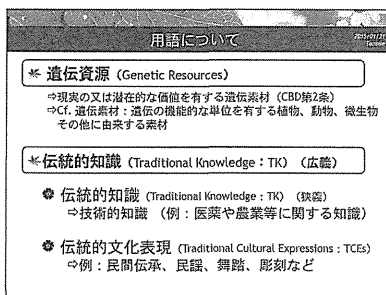
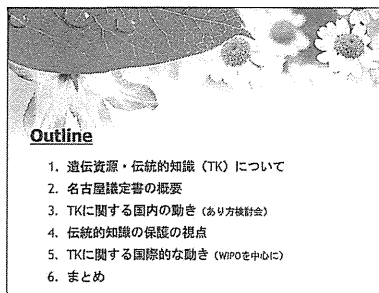
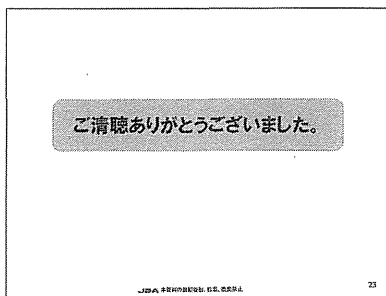
### 「実施細則」に関する最近の動き

- ① 2014年12月9日に欧州委員会が「実施細則に関する利害関係者会合」を開催。
- ② EU加盟国政府、産業界(製薬、化粧品、種苗等)や生物資源 コレクション、学界などから参加し意見を述べた。
- ③ 実施細則案(注を参照)に対して、参加者から多くの懸念が表明された。今後、相当な議論がされるのではないかと。

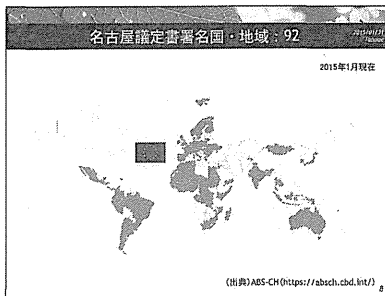
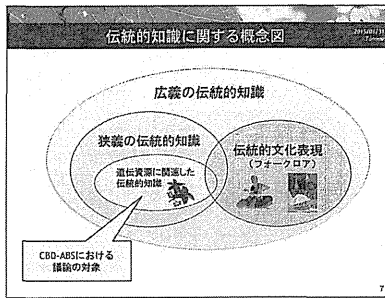
注: EU規則の実施細則に関する利害関係者のためのDiscussion Paper

### 3. 今後の展望

- ① EU規則の実施細則は2015年10月に実施予定であるが、検討が不十分な部分は形を変えて先送りの可能性が大。
- ② 日本は産業界、学界の実態を踏まえて、日本にふさわしく、実施可能な具体的な方法の検討が必要。
- ③ 議定書実施の条件は世界的にまだ整っていない。今後も、国際的な情報収集と分析が重要。







名古屋議定書のTK関連規定①

(外務省仮訳文)

▶ 第3条 適用範囲

⇒ この議定書は、条約第15条の規定の範囲内の遺伝資源及びその利用から生ずる利益について適用する。

⇒ この議定書は、また、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって条約の範囲内のもの及び当該伝統的な知識の利用から生ずる利益について適用する。

▶ 第7条 遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会の提供

⇒ 締約国は、国内法令に採り、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって原住民の社会及び地域社会が有するものについて、当該原住民の社会及び当該地域社会の事前の情報に基づく同意又は承認及び参加を得て取得されること並びに相互に合意する条件が設定されていることを確保するために適当な措置をとる。

名古屋議定書のTK関連規定②

▶ 第16条 遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の遵守

⇒ 1 締約国は、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって自国の管轄内で利用されるものに関し、原住民の社会及び地域社会が存在する他の締約国の国内の法令又は規則であって取得の機会及び利益の配分に關するものに従い、事前の情報に基づくこれらの社会の同意により又はこれらの社会の承認及び参加を得て取得されており、並びに相互に合意する条件が設定されていることなるよう、適宜、適当で効果的な、かつ、均衡のとれた立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

⇒ 2 締約国は、1の規定に従ってとられた措置の不履行の状況に対処するため、適宜で効果的な、かつ、均衡のとれた措置をとる。

⇒ 3 締約国は、可能かつ適当な場合には、1に規定する取組の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の違反が申し立てられた事案について協力する。

名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会報告書 (TK関連)

(3) 適用の範囲

①対象とする他の締約国 (検討すべき事項)

⇒(3)①に照らすように、議定書第16条に基づき他の締約国の遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会に関する場合には、遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会について定め規定第16条には、遺伝資源の取得の機会の提供に係る規定である議定書第16条に相当する内容が含まれていないことを踏まえた検討が必要であること(1)及び(2)を参照)。

②遺伝資源に関連する伝統的な知識の扱い

⇒ 遵守措置の対象とするのは、他の締約国の先住民社会及び地域社会が有する遺伝資源に関連する伝統的な知識とし、議定書第3条や第7条、第16条で規定される範囲内ものに限定すべきである。

名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会

※ 名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会

▶ 環境省主導の下、我が国の国内措置のあり方について、産業界及び学術界の有識者等により構成される検討会が設置され、検討が進められた。

▶ 検討会の詳細については以下を参照。

⇒ <http://www.env.go.jp/nature/biodic/abs/conf01.html>

▶ 2012年9月～2014年3月の間に16回の検討会が開催され、その検討結果をまとめた報告書が2014年3月20日に公表された。

報告書

<三巻構成>

第I巻：名古屋議定書について

第II巻：名古屋議定書の主要規定

第III巻：名古屋議定書に対応する国内措置のあり方に関する意見のまとめ

⇒ 検討会委員の意見を取りまとめた巻

名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会報告書 (TK関連)

(検討すべき事項)

⇒ 遺伝資源に関連する伝統的な知識については、条約や議定書において定義がなされていないこともあり、提供国からの情報提供がなければ当該提供国の法令の対象となっていないものを利用者が把握し、その取得に際して当該法令を遵守することに困難が生じる。また、議定書第15条の規定は、こうした状況に対応するものとなっており、提供国に對して、ABSのクリアリングパスを通じて行うものを含めて、遺伝資源に関連する伝統的な知識の潜在的な利用者による取組について知らせるための仕組みを確立することを求めている。これらのことを踏まえて、提供国が法令において対象とする自国の先住民社会及び地域社会が有する遺伝資源に関連する伝統的な知識の種類等の一覧を作成し、ABSのクリアリングパスを通じて周知しているものの範囲内で、遵守措置の対象とするものを定めること。一方で、議定書第12条の規定は提供国に一覧の作成を行うことまで求めるものではなく、このため、一覧を作成しない提供国の遺伝資源に関連する伝統的な知識を遵守措置の対象から除外する機能はないことに留意し、こうした提供国の遺伝資源に関連する伝統的な知識についての扱い。

### 伝統的知識の保護の視点

10.00101111  
11/11/11  
11/11/11

#### 1. 積極的保護 (Positive Protection)

- TK保有者への権利の付与
  - 契約による保護
  - 既存の知財制度による保護
  - 特別の制度による保護

#### 2. 防衛的保護 (Defensive Protection)

- 第三者による伝統的知識の利用を阻止
  - TKの文書化・電子化
  - 伝統的知識の出所開示

積極的保護にも利用可能

15

### WIPOでの議論

10.00101111  
11/11/11  
11/11/11

#### 知的財産並びに遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会(IGC)

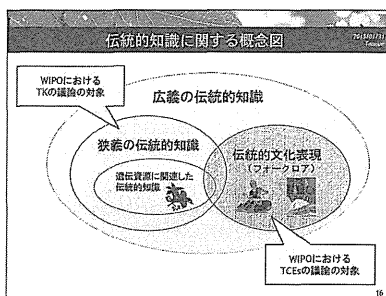
2000年のWIPO総会で設置された。  
WIPO一般総会が決定する2年ごとのマンデートによって議論が進められる。

#### 議論の状況

- 遺伝資源
  - 知的財産と遺伝資源に関する文書案
- 狭義の伝統的知識
  - 伝統的知識の保護に関する規定案
- 伝統的文化表現(TCEs)
  - 伝統的文化表現の保護に関する規定案

2014年7月の第28回IGCでは、2015年の作業計画について合意の形成ができた。同年9月のWIPO加盟国総会で議論が継続されたが進展はなく、作業計画の決定ができなかった。そのため、2015年にはIGCの開催は予定されていない。

16



### 遺伝資源に関する文書案

10.00101111  
11/11/11  
11/11/11

第1条	文書の対象
第2条	【文書の範囲】
第3条	【開示要件】
第4条	【例外及び制限】
第5条	【PCT】及び【PLT】との関係】
第6条	制裁及び救済
第7条	【新たな開示要件の否定】
第8条	【相当の注意義務】
第9条	【誤った特許付与の防止と任意の行動規範】
第10条	国際協定との関係
第11条	国際協力
第12条	国境を越えた協力
第13条	技術援助、協力及び能力構築

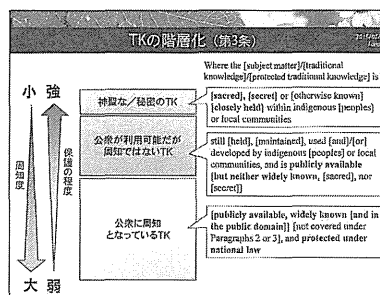
17

### 伝統的知識に関する規定案

10.00101111  
11/11/11  
11/11/11

第1条	【保護】 / 【文書】の対象
第2条	保護の受益者
第3条	保護【の基準及び】 範囲
【第3条の2】	補充的措置
第4条	制裁、救済及び権利行使/適用
【第4条の2】	開示要件
第5条	【権利】 / 【利害】の管理
【第6条】	例外及び制限
第7条	保護/権利期間
第8条	方式
第9条	経過措置
第10条	他の国際協定との関係
第11条	内国民待遇
第12条	国境を越えた協力

18



### TKの保護に関する主要論点

10.00101111  
11/11/11  
11/11/11

- 伝統的知識の定義
  - これまでの議論から定義づけは困難。包括的な定義にシフト、受益者との関連度合いを考慮。
- 受益者の範囲
  - 国を含めるか否か
- 保護対象
  - TKの分類=階層的アプローチ
- 保護の方法
  - 権利付与 or 行為規制
  - 人格権 など

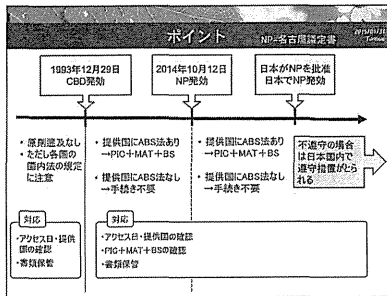
20

### まとめ

10.00101111  
11/11/11  
11/11/11

- 国内
  - 我が国の具体的な国内措置
- 海外
  - CBD: COP13 (2016年11月/メキシコ)
  - WIPOの動き
  - 各国国内法の整備
    - 例: 中華人民共和國 中医药法 (草案)
    - 中医药に関する伝統的知識の保護、伝統的知識保有者のPCE利益分配に関する権利を規定し、詳細については別途立法を行うとしている (第49条)

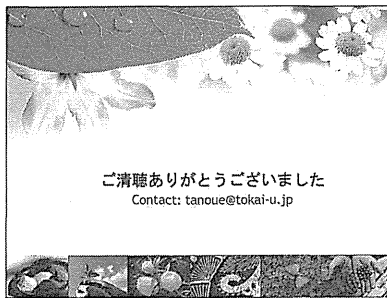
21



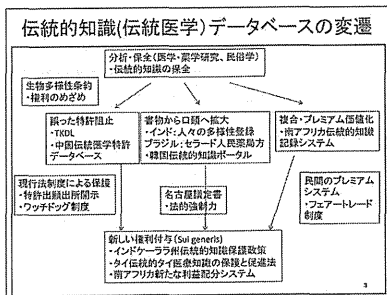
生物多様性条約が伝統医学知識に与える影響

伝統的知識(伝統医学知識)データベース利用の現状と将来

JLOM2015年講演会  
2015年1月31日  
国立遺伝学研究所  
森岡 一



- 生物多様性条約が伝統医学知識に与える影響(目次)
1. 伝統医学知識データベースの利用
    - 伝統的知識の知的財産化による利益確保
    - 伝統的知識の法規制による利益確保
  2. 中国生物多様性戦略に基づく伝統医学の発展戦略
    - 生物多様性保護戦略2011-2030
    - 2014年中国国家知的財産戦略実施推進計画
  3. 日本の伝統医学の保護と発展のための提言
    - 日本の伝統医学のデータベース化によるプレミア化
    - 名古屋議定書国内措置での伝統的知識保護政策



生物多様性条約に基づく  
伝統的知識のデータベース化による  
特許化阻止

誤った特許付与阻止

中国伝統医学のエータベース化

- ・「中国軍事本草」: 薬用植物530種, 経験処方800余種, 写真2000枚収録
  - 全国で軍事目的に使用できる主要中草薬類と分布を収録
  - 軍事的緊張区域や, 軍事管理区域・抑制区域内の薬用動植物および, それらに関連する生態地理環境も収録
- ・「チベット医薬大典」(「蔵医薬大典」): 全60巻, 6,000万字, 638部のチベット医薬古代書籍および近現代を代表する書籍を収録
  - チベット医学史・古代医学書籍・四次医学経典・臨床医学書・薬物識別・薬物方剤・薬材の炮製・機軸(儀式を執り行う規則)類詞(ほめたたえる言葉)など8大部門

東洋学術出版社2012年中医第十六大ニュース

中国伝統医学特許データベース

- ・中国知識産権局(SIPO)が2001年に設置
- ・1985年4月から現在までの中国伝統医学に関連する特許を収録、毎月更新中
- ・伝統医学特許12,024件、処方31,283件収録

Display the results by formula

Search results

1. 2012年10月12日 10:00:00

2. 2012年10月12日 10:00:00

3. 2012年10月12日 10:00:00

4. 2012年10月12日 10:00:00

5. 2012年10月12日 10:00:00

6. 2012年10月12日 10:00:00

7. 2012年10月12日 10:00:00

8. 2012年10月12日 10:00:00

9. 2012年10月12日 10:00:00

10. 2012年10月12日 10:00:00

インド伝統医学知識デジタルライブラリー(TKDL)

- ・ 伝統医学書物のデジタルデータベース化
- ・ 主に特許出願の新規性審査に利用(日、欧、米)

伝統医学体系	登録件数	特許出願件数
Ayurveda	75	94,477
Unani	10	139,856
Siddha	50	18,585
Yoga	15	1,470
全体	150	254,388

伝統的知識の  
知的財産からの制限強化

出所開示要件から遵守証明書へ

日本企業の欧州出願特許のインドTKDLを基にした  
三権審査機関の指摘(2014)

特許番号	発明内容	出願人	出願日	特許権取得日
EPO EP1 988522	Reversitol and/or grape leaf extract as a endurance improver, anti-aging agent, muscle strength improver.	Kao Corporation 1-4-10, Minoboku-kyocho, Chuo-ku Tokyo 103-8250 / Japan	2009/18/25	2014/07/31
EPO EP1 052731	Composition for promoting and/or treating itching containing component originating in the bark of tree belonging to the genus: Artocarpus (Use of Babool and Arnebia for the treatment of Psoriasis)	Minozax Co., Ltd., 2221-1, Miyazaki Hatajuchi-4th, Hiroshima 738-0034 / Japan	2004/09/10	2014/07/31
EPO EP1 226071	Composition for oral administration, Use of lemon for the treatment of obesity and as slimming agent	Unihiko, Ltd. / Japan	2008/06/26	2014/07/31

インド生物多様性法2002に基づく特許出願許可証

NATIONAL BIODIVERSITY AUTHORITY  
Dr. K. VEDANTARAMAN, Director General  
Dr. S. SURESH, Director  
Dr. S. SURESH, Director

許可証番号: 2014/07/31

特許出願番号: 2014/07/31

特許権取得日: 2014/07/31

特許権の権利範囲: 2014/07/31

特許権の権利範囲: 2014/07/31

中国改正専利法の生物多様性条約関連条項

第5条第2項  
遺伝資源によって完成された発明創造については、該当する遺伝資源の入手あるいは利用が、関連する法律、行政法規に違反している場合は、専利権を付与しない。

第26条第5項  
遺伝資源により完成された発明創造について、出願者は専利出願書類上その遺伝資源の直接的由来 (source) と原始的由来 (origin) を申告しなければならない。出願者が原始的由来について申告できない場合はその理由も説明しなければならない。

伝統的知識の利益化の法的手段

- ・ 伝統医学知識にある種の権利を与え、利用から利益を得る
  - 文献記載知識から口頭知識への拡大
  - インド人民権登録簿
  - プラジワラードの人民薬局方
  - 伝統医学知識からその他の知識への拡大
- ・ 課題:
  - 集団的知識の権利者の認定と利益配分方法
  - 伝統的利用者の保護
  - パブリックドメインの伝統的知識保護
  - インドKerala州では州政府の所有物とし、みんなに利用させる共産主義的発想

特許出所開示制度の実施状況(個人情報)

- ・ 中国知識産権局の情報(2014年12月)
- 特許法第5条第2項によって拒絶されたケースは無い(そもそも該当するような出願がない)
- 特許法第26条第5項によって拒絶されたケースも無い
- 遺伝資源を取得するための直接的由来や、遺伝資源が属する生物体の原始的由来について、「登記票」に明記がない、或いは明記がない点について理由説明がない出願は無い

名古屋議定書実施による合法的手段の拡大

- ・ 中国からの資源の移動
  - 薬草栽培・製造法に関する伝統的知識の保護による制限(伝統的知識PIC認可制度)
  - 中医薬伝統的知識そのものの権利化による利益配分の強化
  - 出所開示から遵守証明書による特許化阻止強化
- ・ 中国以外からの資源の移動
  - 名古屋議定書の厳格な実施によるPIC制限
  - 利益配分の要求、プレミア化高まる
  - 出所開示から遵守証明書による特許化阻止